

はばたんの

兵庫県住宅再建共済制度

# フェニックス共済!

## 加入ご案内

県内にお家を持っていれば  
誰でも入れるよ。  
分譲マンション、賃貸住宅  
オーナーも対象だよ。

地震保険に加えて入れるよ。  
給付金も別々に出るよ。

地震だけでなく、  
台風や雷など全ての  
自然災害が対象だよ。

まさかより  
もしもに備える  
フェニックス

どんなお家でも掛金と給付額  
は同じだよ。

兵庫県が実施する制度だから  
安心だよ。

フェニックス  
はばたん

- クレジットカードによる支払いも可能です。  
3面の申込書をご利用ください。(口座振替の場合は4面の申込書)
- 複数年一括支払による割引があります。  
3年、5年、10年の一括支払いが選べます。

加入初年度 (次の3月まで)	対象期間	金額
@500円×月数 (上限 5,000円)	3年	14,000円(1,000円引き)
	5年	23,000円(2,000円引き)
	10年	45,000円(5,000円引き)

- お近くの郵便局でお申し込みができます。
- インターネットでもお申し込みができます。  
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd34/phoenixkyosai.html>

【ご注意】  
 ・約款及び申込書の注意書きをよく確認のうえ、お申し込みください。  
 ・加入日は次のとおりになります。  
 ①郵送の場合は、加入申込書が共済基金に到着した日  
 ②郵便局の窓口で申し込んだ場合は、申込日  
 ③インターネット申し込みの場合は申込日の翌日(※加入申込書は、翌々月の中旬頃にお届けします。)  
 ④本共済制度は被災後の住宅の再建・補修等を支援する仕組みのため地震保険料控除の対象に  
 なりません。

年額 **5,000円** で  
 初年度は500円/月×3月までの月数(上限5,000円)  
**最高600万円**の給付  
 (半壊以上の被害認定に限ります。)

給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入	600万円
補修給付金	全壊で補修	200万円
	大規模半壊で補修	100万円
居住確保給付金	半壊で補修	50万円
	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入・ 補修をせず賃貸住宅に入居した場合等	10万円

(注) 1. 県外で再建・購入の場合、給付額は1/2となります。  
 2. 賃貸住宅等については、次の制約があります。  
 (1)再建等給付金は、兵庫県外での再建・購入は給付対象となりません。  
 (2)居住確保給付金は、給付対象となりません。  
 (一部損壊は給付の対象となりません)



兵庫県

県土整備部 復興局 復興支援課  
TEL (078) 362-4339 FAX (078) 362-4459



(財)兵庫県住宅再建共済基金

TEL (078) 362-9400 (専用電話: 平日9:00~17:00) **54**  
FAX (078) 362-9405  
所在地: 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号(兵庫県庁内)



# 兵庫県住宅再建共済制度 約款

この約款は、兵庫県が実施する兵庫県住宅再建共済制度(以下「共済制度」といいます。))について、兵庫県住宅再建共済制度条例(平成17年兵庫県条例第41号)第4条第1項に規定する共済制度に加入する者、兵庫県から共済制度の運営を委託された財団法人兵庫県住宅再建共済基金(以下「共済基金」といいます。))との間で締結される共済契約について定めるものです。

## 第1章 共済制度への加入

### 加入資格

第1条 共済制度に加入することができる者は、兵庫県の区域内に住宅を所有している者(個人又は法人を問いません。))です。ただし、国、地方公共団体及び次に掲げる法人は、加入することができません。

- 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)の規定により設立された地方住宅供給公社
- 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人
- 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- 前3号に掲げるもののほか、共済基金が別に定める公共的団体

### 加入の手続

第2条 新たな共済制度への加入(以下「新規加入」といいます。))の申込みは、加入申込書兼預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(以下「加入申込書」といいます。))に必要事項を記載のうえ、加入申込書を共済基金に提出して行なうものとします。この場合、加入申込書が共済基金に到達した日を加入日とします。ただし、事故その他特別の事情により、到達した日を特定することができない場合は、消印日の翌日を加入日とします。

2 共済契約は、共済期間が満了する日の1か月前までに、加入者から書面により継続して加入しない旨の申出がない限り、引き続き共済期間について加入(以下「継続加入」といいます。))の申込みがなされたものとして、自動的に更新するものとします。

3 共済制度が3月に新規加入する場合には、新規加入と更新を併せて行なうこととして、併せて申込みがなされたものとします。

4 共済負担金は、加入者が指定した金融機関等(以下「指定金融機関」といいます。))を通じて、自動口座振替(郵便局においては、自動払込、以下同じ。))により払い込むものとします。

5 共済負担金の自動口座振替日は、次に掲げる日とします。ただし、これらの日が指定金融機関の休業日に該当する場合は、翌営業日(以下「指定金融機関の休業日」といいます。))として、自動口座振替(郵便局においては、自動払込、以下同じ。))により払い込むものとします。

- 新規加入 加入日の属する月の翌月27日
- 継続加入 継続加入に係る共済期間の直前の3月27日。ただし、第3項の規定による継続加入については、加入の申込みをした日の翌月27日

6 自動口座振替日(自動口座振替による払込みがなされなかったときは、自動口座振替日の翌月27日(この日が指定金融機関の休業日に該当するときは、翌営業日)に再度、自動口座振替により払い込むものとします。))

7 共済基金が別に定める場合については、第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、共済基金が別に定める方法により加入の申込みを行い、及び共済負担金を払い込むことができるものとします。

### 共済負担金

第3条 共済負担金は、住宅1戸につき、次に掲げる金額とします。

- 新規加入 月額500円に加入日の属する月からその年度の3月までの月数を乗じて得た額(その額が5,000円を超えたときは、5,000円とします。))
- 継続加入 年額5,000円。ただし、共済制度に加入の申込みをする者の申出により、あらかじめ、次の表の左欄に掲げる連続する共済期間(1年に満たない共済期間を除く。))数分を一括して払い込むことができます。この場合において払い込む共済負担金の額は、条例第6条第3項第1号の規定により減額することとし、同欄に掲げる共済期間数に応じた共済負担金の額から、それぞれ同表の右欄に掲げる割引額を減じた額とします。

共済期間数	割引額
3	1,000円
5	2,000円
10	5,000円

### 共済期間

第4条 共済期間は、次のとおりとします。

- 新規加入 加入日からその年度の3月31日まで
- 継続加入 4月1日から翌年の3月31日まで

### 加入単位及び加入の対象となる住宅

第5条 共済制度は、1戸の住宅について1の加入ができるものとし、1戸の住宅について重複して加入することはできません。

2 共済制度の加入の対象となる住宅は、加入者が兵庫県の区域内に所有する人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分です。

3 前項の住宅は、一つの世帯が独立して生活を営むことができる構造を有している必要があり、一つの世帯が独立して生活を営むことができるか否かは、おおむね次に掲げる設備をすべて有しているか否かにより判断することとします。

- 一つ以上の居室
- 専用(社宅、寮、寄宿舎、賃貸用共同住宅その他共同で居住する住宅にあっては、共用を含みます。次号及び第4号において同じ。))の炊事用流し(台所)
- 専用のトイレ
- 専用の出入口

## 第2章 共済給付金

### 共済給付金の給付

第6条 加入に係る住宅(以下「対象住宅」といいます。))が、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象を原因として、倒壊、損壊、流失、埋没又は焼失の被害を受け、その被害について、全壊、大規模半壊又は半壊の認定を

受けた場合において、次の表の左欄のいずれかに該当することとなったときは、請求に基づき、それぞれ、同表の右欄に掲げる額の共済給付金を給付します。

(1) 対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に代わるものとして、新たな住宅の建築又は購入をした場合(建築又は購入する住宅が兵庫県外に所在する場合)	600万円 (300万円)
(2) 対象住宅が全壊の被害を受け、これを補修した場合	200万円
(3) 対象住宅が大規模半壊の被害を受け、これを補修した場合	100万円
(4) 対象住宅が半壊の被害を受け、これを補修した場合	50万円
(5) 対象住宅が全壊、大規模半壊又は半壊の被害を受け、対象住宅に居住していた加入者が、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行わず、新たな住宅又は対象住宅に居住することとなった場合	10万円

2 共済給付金の給付を受けた後であっても、次条第1項の期間内に前項の表の左欄のいずれかに該当することとなった場合には、その区分に応じた同表の右欄に定める額から既に給付を受けた額を控除した額の共済給付金を給付するものとします。

3 加入者が自らの居住の用に供してない住宅(以下「賃貸住宅等」といいます。))である対象住宅が第1項に規定する自然現象により生ずる災害(以下「自然災害」といいます。))により被害を受けた場合における同項の表の(1)に規定する対象住宅に代わる住宅は、兵庫県の区域内において建築し、又は購入する賃貸住宅等とします。

4 第1項の全壊、大規模半壊又は半壊とは、政府の定める災害の被害認定基準(平成13年6月28日付府政第518号内閣府政策課生活官(防災担当)通知)により、当該自然災害に關して市町においてなされる認定に基づくとし、それぞれ次の表の右欄に掲げる被害の程度をいいます。

区分	被害の程度
全壊	住宅がその居住のための基本的機能を喪失したもので、すなわち、住宅の全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもので、又は住宅の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住宅の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住宅の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合が50%以上50%未満の程度のもので、
大規模半壊	半壊であって、構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。))の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められるもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の50%以上70%未満のものを、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合が20%以上50%未満のものを、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合が40%以上50%未満のもの
半壊	住宅がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもので、すなわち、住宅の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住宅の延床面積の20%以上50%未満のものを、又は住宅の主要な構成要素の経済的被害を住宅全体に占める損害割合が20%以上40%未満のもの

### 共済給付金の請求期間等

第7条 共済給付金の請求は、自然災害が発生した日から5年以内に行なわなければならない。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内に請求をすることができない場合には、その理由を記載した書面による申出を行うことにより、この期限の経過後の請求が認められる場合があります。

2 共済給付金は、原則として、前条第1項の表の左欄のいずれかに該当することとなったときから、請求することができるものとします。

3 対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事を行うことを証する書類がある場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修を行う前に請求をし、共済給付金の一部の給付を受けることができます。

4 前項の場合に給付を受けることができるのは、共済給付金の2分の1の額を限度とし、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修がなされた場合には、その給付額の全額を返還していただきます。

### 共済給付金の請求手続

第8条 共済給付金の請求は、共済基金に、次に掲げる書類を提出して行なうものとします。

- 共済給付金請求書
- 対象住宅の所有権を証する書類(対象住宅の登記事項証明書等)
- 対象住宅について市町が発行した災害証明書の写し
- 第6条第1項の表の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修をしたことを証する書類(登記事項証明書、検査済証、領収書等の写し)
- 前条第3項による請求を行う場合には、対象住宅に代わる住宅の建築若しくは購入又は対象住宅の補修に関する工事を行うことを証する書類の写し
- その他共済基金が必要とする書類

## 第3章 共済契約の解除等

### 共済契約の解除

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、共済基金は、加入者に催告することなく、共済契約を解除するものとします。

- 第2条第6項の自動口座振替による共済負担金の払込みがなされなかったとき
- 加入者が、故意又は重大な過失により、虚偽の内容による加入の申込み、共済給付金の請求又は第12条若しくは第15条の規定による届出をしたとき
- 前項各号のいずれかに該当したため共済契約を解除した場合は、共済給付金は給付せず、既に共済給付金を給付していたときは、その給付金の全額を返還していただきます。
- 共済契約を解除した場合は、既に払い込まれた共済負担金は、返還しません。
- 共済契約の解除は、加入者に対する通知により行います。

### 共済契約の消滅

第10条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、消滅するものとします。

- 自然災害以外の原因により対象住宅が滅失し、又は第5条に規定する加入の対象となる住宅でなくなったとき
- 共済制度に加入した者が対象住宅の所有者でなくなったとき
- 第12条の規定により、加入者の地位が承継される場合は、共済契約は、消滅しないものとします。
- 加入者は、第1項各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、共済基金に届け出なければならないものとします。
- 共済契約が消滅した場合、既に払い込まれた共済負担金は、返還しません。

### 共済契約の履行

第11条 共済契約は、次の各号のいずれかに該当するときは、無効となります。

- 第1条に規定する共済制度に加入することができる者以外の者が、加入の申込みをし、共済負担金を払い込んだとき
- 第5条に規定する加入の対象となる住宅以外の住宅について、加入の申込みをし、共済負担金を払い込んだとき
- 前項の場合において、加入の申込みをした者に故意又は重大な過失がないときは、払い込まれた共済負担金を返還するものとします。ただし、返還する共済負担金の額は、2共済期間分を限度とします。

### 加入者の地位の承継

第12条 加入者について相続、合併又は分割があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により対象住宅の所有権を承継した法人は、加入者の地位を承継するものとします。この場合には、加入者の地位を承継した者は、その旨を共済基金に届け出なければならないものとします。

2 対象住宅が譲渡された場合は、対象住宅の譲受人が、その対象住宅の譲渡人の同意を得たことを証する書面を、共済基金に届け出ることにより、加入者の地位を承継することができます。

### 共済契約の解約

第13条 加入者は、共済制度からの脱退の日を記載した書面を共済基金に提出することにより、共済契約を解約することができます。

2 前項の場合において、共済契約は、書面に記載された脱退の日の翌日から、その効力を失うものとします。

3 共済契約を解約した場合は、既に払い込まれた共済負担金は返還しません。

## 第4章 その他

### 譲渡又は担保の禁止

第14条 加入者は、共済給付金の給付を受け権利を譲り渡し、又は担保に供することができないものとします。

### 共済基金への届出が必要となる場合

第15条 加入者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに、共済基金にその旨を書面により届け出なければならないものとします。この届出がない場合には、共済給付金の給付を受けられないことがあります。

- 自然災害により対象住宅が滅失したとき
- 加入者の氏名又は住所に変更があったとき
- 自動口座振替に係る口座を変更したとき
- その他加入申込書の記載事項に変更があったとき

### 通知の方法

第16条 共済基金は、共済契約に関する重要な事項については、加入申込書に記載された住所に通知をします。加入者が、共済基金に対して氏名又は住所の変更の届出をしなかったために、共済基金からの通知を受領することができなくなったとして、共済基金が責めを負うことはないものと、この場合には、共済基金が通知を送した日も有効に発生したものとします。

### 不服の申立て

第17条 共済給付金の給付に係る共済基金の決定に不服がある者は、共済基金の決定があった日から60日以内に、書面を、共済基金に対して不服の申立てをすることができます。

2 共済基金は、不服の申立てがあったときは、不服の申立てを受けた日から60日以内に不服の申立てに対する決定をし、決定の内容を不服申立人に通知します。なお、決定をする場合においては、共済基金は、不服審査委員会における審査を経るものとします。

### この約款の解釈の基準

第18条 この約款は、住宅の所有者が助け合いの精神に基づき拠出する負担金により自然災害による被害を受けた住宅の再建等を支援する相互扶助の仕組みである共済制度の趣旨に従い、解釈し、運用されなければならないものとします。

## 附 則

### (施行期日)

この約款は、平成19年10月10日から施行します。

この約款は、加入証書と一緒に大切に保管してください。

### ご契約者の皆様へ

#### 個人情報の取扱に関する事項

##### 《利用目的》

加入者から収集した個人情報については、共済契約引受の判断、給付金の支払、共済契約の継続・維持管理、各種サービスの研究・開発・充実を行うために利用させていただきます。

個人情報の取扱に関する詳細情報は、(財)兵庫県住宅再建共済基金のホームページまたは広報物をご覧ください。

(財)兵庫県住宅再建共済基金のホームページ  
http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd34/phoenixkyosai.html

## 上記の約款をご理解のうえ、次の注意事項をよく読んで、ご記入ください。

- 加入者は、住宅所有者ご本人のお名前をご記入ください。(法人の場合は法人名)加入者印の押印もお忘れなく。
- 現住所は、登記などの地番ではなく、住居表示の住所をご記入ください。(郵便番号もお忘れなく)  
※現住所と住宅の所在地が同じ場合は、所在地の記入は不要です。所在地欄は現住所以外の賃貸住宅などを所有している場合にご記入ください。
- 住宅の用途は、自ら居住している場合は「1」に、他に貸している賃貸住宅の場合は「2」に、所有する賃貸住宅の1室に自らも居住している場合は「3」に○をつけ、それぞれ加入する戸数をご記入ください。
- 住宅の形態で、例えば、2戸1住宅などの棟続きの建物は長屋建てで分類させていただきますので、「2」の集合住宅に○をつけてください。
- 共有名義人は、例えば、夫婦で共有している場合は、「1」に○をつけてください。
- 共済負担金の支払方法をお選びください
- 預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書については、
  - 金融機関名・支店名のご記入にあたっては、合併・統廃合等による名称変更にご注意ください。
  - 金融機関などへの届出印の押印をお願いします。(鮮明に押印してください)
  - 法人の場合の口座名義人欄は代表者名等(フリガナ含む)の漏れのないようにご記入ください。
  - 預金種別も必ずどちらかに○印をしてください。
  - 金融機関番号・店番号の記入は不要です。
- ※ご記入は、黒のボールペンなどでお願いします。鉛筆・サインペンは不可です。  
※加入申込み後も約款は大切に保管してください。

## 共済給付金をお支払いするとき

## 共済給付金の請求方法

対象住宅が、市役所・町役場の交付する災害証明書で半壊以上の被害認定を受け、その住宅に代えて別の住宅を再建・購入した場合やその対象住宅を補修した場合などに共済給付金が支払われます。(共済給付金の詳しい内容については表紙の表を参照してください)

共済給付金請求書に必要事項を記入し、所定の書類を添付のうえ、被害を受けた住宅のある市役所・町役場の窓口を通じて共済基金に請求してください。

●請求期間は自然災害が発生した日から原則3年以内です。



兵庫県が行っている安心の制度です。

# マンション共用部分への 管理組合加入のご案内

マンションの  
管理組合が加入できる  
新たな共済制度ができました。  
分譲マンションの共用部分で  
加入できます。

被災時の補修・再建を支援！  
(半壊以上の被害認定に限ります。)  
すべての自然災害が対象！  
地震保険等と別に加入可！

自然災害による火災も  
給付対象です。  
(半壊以上の被害認定に限ります。)

個人加入の共済  
制度も引き続き  
加入できます。

フェニックス  
サポーター  
はばタン



## 負担金

**年額2,400円**

×1棟あたりの住戸数

初年度は、月200円×1棟あたりの住戸数  
×次の3月までの月数

自然災害

## 一括支払割引 (加入翌年の4月1日から適用)

共済期間	負担金(割引額)
3年	6,700円(500円引き)
5年	11,000円(1,000円引き)
10年	21,500円(2,500円引き)

## 給付金

給付金	給付対象	給付額
再建等 給付金	全壊・大規模半壊・ 半壊で建替・再建	<b>300万円</b> ×新たなマンションの住戸数 (加入時の住戸数を上限)
補修 給付金	全壊で補修	<b>100万円</b> ×加入時の住戸数
	大規模半壊で補修	<b>50万円</b> ×加入時の住戸数
	半壊で補修	<b>25万円</b> ×加入時の住戸数

(一部損壊は給付の対象となりません。)



## マンション(共用部分)再建共済制度とは・・・

阪神・淡路大震災で、費用負担が一因となってマンションの再建が進まなかった経験を踏まえ、被災マンションの建替えを支援するため、マンション管理組合が共用部分について加入できる制度として、兵庫県住宅再建共済制度に新たに設けたものです。

(1)マンションの共用部分について管理組合が加入できる制度

(2)加入はマンションの棟単位とし、1住戸あたり年額2,400円

(3)すべての自然災害を対象とし、市町が発行する災害証明書で半壊以上の被害認定を受けたマンションの補修・再建に対して最高300万円まで給付金を支給

被災後の補修・建築にあたっては、修繕積立金の取扱いなど各管理組合でご検討のうえ、管理組合等の集会で決議をしてください。

## 共済制度に加入するには・・・

加入者	管理組合の管理者、管理組合法人、団地管理組合法人
加入対象	マンションの共用部分(区分所有法及び管理組合の規約で定めた共用部分)棟単位で加入(ただし、住戸と別棟の集会所等は除く)
共済期間	4月1日から1年間(自動継続)。初年度は加入日から次の3月末日まで。
共済負担金	新規：月額200円×マンションの住宅戸数×次の3月までの月数 継続：年額2,400円×マンションの住宅戸数
複数年一括支払い	3・5・10年からお選びいただけます。(一括支払割引適用後) 3年：6,700円×マンションの住宅戸数 5年：11,000円×マンションの住宅戸数 10年：21,500円×マンションの住宅戸数
支払方法	加入申込書で指定した金融機関の口座から加入日の属する月の翌月27日に引落し(継続分は3月27日)

## ご加入までの流れ

### ご加入の検討

- 管理組合等の理事会でご検討ください。
- ・共済制度のしくみの確認
  - ・負担金算定基礎となる戸数の確認
  - ・共済に加入される期間
  - ・集会の決議等の準備

### 管理組合等の集会決議

- 必要な意思決定を管理組合の集会で行って下さい。
- ・共済制度への加入及び期間(1/2の決議)
  - ・共済負担金の予算決議

### 加入申込

申込書など必要な書類を共済基金までご提出ください。

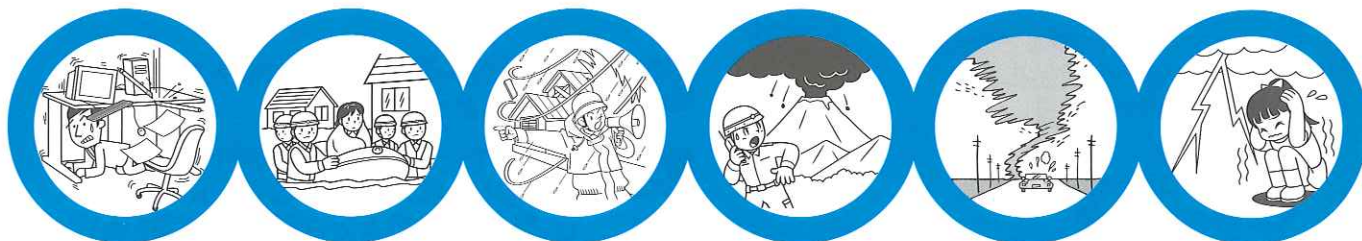


共済基金



## 自然災害が発生したら・・・

地震、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、津波、噴火その他の異常な自然災害が発生し、マンションについて全壊、大規模半壊、半壊などの被害を受けた場合



補修・再建に関する **集会の決議** **区分所有者等の合意** により方針を決定してください。

### 補修の場合

請求者 管理組合

要件 共用部分の補修

給付額	
全壊	100万円×算定基礎戸数
大規模半壊	50万円×算定基礎戸数
半壊	25万円×算定基礎戸数

時期 補修が完了したら給付金請求

### 建替えの場合

請求者 対象マンションの建替団体（被災したマンションの建替えの決議等を行った区分所有者等が設立した団体）  
⇒ 建替を施工した事業者からは請求できません。

要件 マンションの再建を決定した集会の決議に基づく再建又は区分所有者等の合意に基づいた建替えを行うこと。

給付額 300万円×新たなマンションの住宅戸数（算定基礎戸数が上限）  
※県外での建替えの場合は給付額は1/2

時期 建替えが完了したら給付金請求（1/2までは工事着手時に前払い可）

### 被害認定基準

区分	被害認定基準	
	損壊等の床面積割合	経済的被害の割合
全壊	70%以上	50%以上
大規模半壊	50%以上 70%未満	40%以上 50%未満
半壊	20%以上 50%未満	20%以上 40%未満

被災した時には、区分所有者の皆さんでの話し合いが大切だよ。





## よくあるご質問

**Q1** 50戸のマンションの場合の負担金と給付金はいくらになるの？

**A1**

負担金	<b>加入初年度</b> 200円×50戸×次の3月までの月数
	<b>継続年度(毎年度支払の場合)</b> 2,400円×50戸=12万円
給付金	<b>全壊で補修:</b> 100万円×50戸=5,000万円
	<b>大規模半壊で補修:</b> 50万円×50戸=2,500万円
	<b>半壊で補修:</b> 25万円×50戸=1,250万円
	<b>50戸以上を再建:</b> 300万円×50戸=1億5,000万円

**Q2** 50戸のマンションだが、再建時30戸分しか再建しなかったら？

**A2** 再建後のマンションの住宅個数分で再建給付金を計算します。

**300万円×30戸=9,000万円**

**Q3** 団地型マンションで5棟のマンションがある場合どのように加入するの？

**A3** 加入単位は、マンション1棟単位で加入申込書を記入していただきます。

**Q4** 団地型マンションにある、独立した集会所が被災した場合はどうなるの？

**A4** この制度では、住宅部分のあるマンション建物外に設置されているものは対象外となっています。

**Q5** すでに区分所有者として個人で加入しているが、どうなるの？

**A5** これまでどおり加入をお続けください。給付金は、個人加入分は個人にお支払いし、管理組合加入分は団体にお支払いしますので、併せて備えとしてください。

**Q6** 給付を受けられないのはどんな場合なの？

**A6**

- ・「家財」の被害
- ・被害認定上「一部損壊」の場合
- ・失火による火災など、自然災害以外の災害
- ・被害認定上「半壊」以上でも再建や補修を行わない場合



ご加入いただきますよう、  
願います。

## 個人加入の共済制度～マンションの区分所有者が加入者となる制度～

県内に住宅を所有する者が加入し、自然災害からの再建・購入又は補修を支援するための共済制度として実施しているものです。

**加入者** 県内の住宅所有者(マンションの場合、各区分所有者が対象です)

**負担金** 年額5,000円(加入初年度は月額500円×3月までの月数、上限5,000円)

**対象住宅** 県内に存在する住宅(併用住宅、賃貸住宅なども含む)

**対象被害** 地震、台風被害、水害等のすべての自然災害

**共済期間** 毎年4月1日から1年間(加入初年度は加入日から次の3月末まで)

**給付対象** 自然災害により住宅が半壊以上の被害を受け、住宅を再建、購入又は補修した者

※管理組合が30通以上加入申込書をとりまとめたいただきますと報償金をお支払いする制度があります。

給付金	給付金の種類	給付対象	給付金額
再建等給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入	全壊で補修	600万円
		大規模半壊で補修	200万円
補修給付金	半壊で補修	大規模半壊で補修	100万円
		半壊で補修	50万円
居住確保給付金	全壊・大規模半壊・半壊で再建・購入・補修をせず賃貸住宅に入居した場合等		10万円

※個人加入の共済制度のお申込みは県内の郵便局や、JA等に設置している加入申込書を郵送又は郵便局窓口にご提出いただくか、インターネット(クレジットカードによるお支払いに限ります)をご活用ください。詳しくは、下記ホームページをご参照ください。

■お問い合わせは

**(財)兵庫県住宅再建共済基金**

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10-1兵庫県庁内 **TEL.078(362)9400**(平日9:00~17:00)  
ホームページ <http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd34/phoenixkyosai.html>